雇用保険法施行規則の一部を改正する省令案について（概要）

厚生労働省職業安定局雇用保険課

１．改正の趣旨

○　雇用保険の被保険者番号は、被保険者ごとに、原則として生涯同一のものを用いることから、離職等により被保険者資格を一度喪失し、その後、再就職等により当該資格を再取得した者についても、雇用保険法施行規則（昭和 50 年労働省令第３号。以下「雇保則」という。）第６条第１項の規定に基づく雇用保険被保険者資格取得届（以下「資格取得届」という。）には、原則として、直近で被保険者資格を有していた時点の被保険者番号を記入することとしている。

○　一方、最後に被保険者でなくなった日から７年経過以後に資格を再取得した者（以下「特例対象者」という。）については、例外的に、資格取得届を新規の資格取得者として提出させ、新規の被保険者番号を付与することとしてきたところ、公共職業安定所（ハローワーク）の業務システムの整備等に伴い、ハローワークにおいて特例対象者の過去の被保険者番号を確認できるようになったことを踏まえ、特例対象者にも、直近で被保険者資格を有していた時点の被保険者番号の記入を求めることとする。

○　加えて、被保険者番号と個人番号の紐付けを進めるため、資格取得届の提出者に対し、資格取得届には住民票に記載のとおりの情報を記載するよう求めることとする。

２．改正の概要

○　雇保則様式第２号の注意書きを改正し、被保険者番号の取得区分で「新規」を選択すべき者の条件から「最後に被保険者でなくなった日から７年以上経過していること。」を削除するとともに、資格取得届に住民票記載の氏名・性別・生年月日を記載するよう表示する。

○　その他、様式の改正に伴う所要の経過措置を設ける。

３．根拠条項

○　雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第７条

４．施行期日等

○　公 布 日：令和７年１月中旬（予定）

○　施行期日：公布日